## <sup>令和4年6月県議会</sup> 知事議案説明要旨(抜粋)

## 【森林づくり県民税の成果と今後】

平成 20 年度から始まった森林づくり県民税については、本年度末で第3期の課税期間が終了します。県民の皆様に超過課税として御負担いただいた貴重な財源を活用することにより、これまでの 15 年間で約3万3千ヘクタールに及ぶ間伐等を行うとともに、地域の皆様による主体的な森林の管理や利用が広がるなど、一定の成果を上げてくることができました。

豊かな森林資源は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全などといった機能に加えて、今や一刻の猶予も許されない 2050 年までのカーボンニュートラル実現のために極めて重要な役割を果たします。長野県ゼロカーボン戦略においても、間伐などの森林整備と県産材の利用拡大を進めることにより二酸化炭素吸収量の維持・増加を図っていくこと、グリーンインフラの整備による環境負荷の低減や防災機能の強化を図っていくことを明記し、2050 年に200万 t-CO2の森林吸収量を確保することとしています。加えて、民有林人工林の約8割が50年生を超え、育てる時代から利用の時代を迎えている本県の森林機能を維持するためには、主伐・再造林を進めて若い森林へと更新していくことが急務となっています。

そのため、これまで森林づくり県民税を重点的に振り向けてきた里山の間伐のみならず、主伐・再造林の促進や県産材の利用拡大、林業県として必要な生産から消費までの一貫した体制整備や担い手の確保、まちなかの緑化推進などを総合的かつ速やかに進めていかなければなりません。

このように、森林整備等の重要性がこれまでになく高まっていること、脱炭素化や主伐・再造林の必要性に鑑みて緊急に進めるべき施策が多いこと、市長会などからも事業継続に関する御要望や御意見をいただいていることなどから、

森林づくり県民税に関しては、来年度以降の継続も視野に入れて更に検討を深めることが必要だと考えております。今後、令和6年度から課税が始まる国税としての森林環境税との関係性、森林整備等に関する国庫補助金や一般財源の充当のあり方などについて、県民会議での議論や市町村・県民の皆様との意見交換などを通じて丁寧に整理し、方針を取りまとめてまいります。